

日本に対する朝鮮の請求権

非公式なワシントン官邸訪問は朝鮮政府に引渡された日本が財産は、朝鮮が受けとることのできるような補償のすべになるだろうと述べている。朝鮮人の見解ではこれらの財産は單に日本人に占有され、利用されてきた朝鮮の所有物にすぎず、しかもどうみてもそれらは日本人が四十年の占領期間に朝鮮から持ち去った大量の貨幣と財貨を償うには甚だ不十分であるとしている。

朝鮮の場合、一部分は朝鮮の経済学者により、また一部分は米軍政庁によつて任命された委員を議長とする特別経済委員会が働いた米人達によつて作成されたフランス・シートに明かにされている。

米國で教育を受けた崔厚周博士はこの委員会が判断を公表するように整理した。

日本に対する朝鮮の請求権

一、実際に日本の國庫勘定に移した資金額

A. 一五三七、一七四四年の間に朝鮮の予算から日本陸軍
予算へ現金で移された陸軍経費

一五九、八〇六、〇〇〇 円

B. 朝鮮の郵便貯金勘定から日本の國庫へ移された年金（
一五〇、八一、一五四年）額

一四六、五七九、〇〇〇 円

C. 生命保険料金勘定から日本國庫へ移された額

七〇、〇〇〇、〇〇〇 円

D. 商易保険料金勘定から日本國庫へ移された額

一三、九七三、〇〇〇 円

二、貿易関係による借方残高

A. 一五四五、八月十五日現在、朝鮮銀行の日本銀行に對
する借方残高

八五〇、〇〇〇、〇〇〇 円

B. 金銀塊の借方残高

一五〇、〇〇〇、〇〇〇 円

C. 朝鮮銀行とは別な朝鮮諸銀行の日本銀行に對する借方
残高

三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇 円

三、郵便局替り借方残高

四、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇 円

四、郵便貯金 借方残高

八七九、二〇〇、〇〇〇 円

五、朝鮮在任朝鮮人の日本における投資

A. 朝鮮人により所有された担保付債券と日本政府公債

八〇〇、〇〇〇、〇〇〇 円

B. 朝鮮の銀行によつて所有された日本銀行券（通貨）

一〇〇、〇〇〇、〇〇〇 円

六、朝鮮銀行により所有された他の債券

A. 日本國債

五、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇 円

B. 日本の社債券

五〇〇、〇〇〇、〇〇〇 円

C. 商業証券

四、四〇〇、〇〇〇、〇〇〇 円

七、他の未解決の朝鮮の請求権

A. 日本治下の満洲、中国南洋諸島における朝鮮人の投資

一〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇 円

B. 在日朝鮮人の日本における投資

一〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇 円

六 調査されなければならぬ未詳価請求権	
A 一九一〇年合併時に日本によつて没収された旧朝鮮政府の海外投資ならびに財産	
B 一九一〇年一、二、三、四、五年の間に反日活動のたゞにより日本側に没収せられた朝鮮人の個人財産	
C 一九一〇一、二、三、四、五年の間に日本に圖書類ならびに博物類に移された美術財、骨董品および歴史的文書	
総計	四九、五四二、八〇〇円

朝鮮に対する日本の請求権	
一 朝鮮における日本の投資	
A 工場及び機構（朝鮮におけるこの種機構の総投資本額）	二、二〇七、七三〇、二七六円
B 金融及び銀行等（朝鮮における総銀行資本の八八・八％に相当する）	四四一、六九一、四六七円
C 商業組織等（朝鮮における総商業投資の七三・七％に相当する）	六〇三、一五七、一一五円
D 漁業、鉱業並に（朝鮮におけるこの種投資の九三・一％に相当する）	五七九、一七一、〇三二円
E 土地（一九一四年の評價）	七、二六五、七七三円
(1) 一エーカーの評價 三、七四七、二四〇エーカー	
(2) 一エーカーの評價 六、五一一、四〇〇エーカー	四八、六七四、一九九円
(3) 一エーカーの評價 四、二四〇、二四〇エーカー	五三三、七三二円
(4) 森林地 五七、八五八エーカー	一、一七八、六五五円

二、朝鮮に残された日本人の所有の住宅と船舶	
A. 各戸約二万円として約二〇万戸の在鮮日本人所有住宅	四〇〇、〇〇〇、〇〇〇円
B. 各種船舶	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円
総計	八八八、三九二、四二〇円

この表は日本が朝鮮に対して買つてゐる四百萬円以上（一九四五年度の貨幣価値で）の未済の買價を示してゐる。仮りに一九五〇年のインフレ化した価値で返済されたとしても、この総額は朝鮮工業化の発展に全く寄与するに充分であろう。これらが総額を重大なものではないとして帳消しにしようとする企圖は到底大韓民国によつて受け入れられないであらう。